

－令和4年度 合同部会の開催中止－

4月6日（水曜日）に尾道糸崎港湾福祉センター4階大会議室にて、合同部会（安全・衛生・労務）の開催を予定し準備を行ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染状況から、未だ収束に向っているとは言えず多くの新規感染者が見られたことから、止むなく令和2年度、令和3年度に引き続き合同部会を中止とさせていただきます。このことは、新型コロナウイルス感染症の感染状況から止むを得ないものとして、ご理解いただきますようお願いいたします。

尾道労働基準監督署 署長ほか3課長あいさつ

令和4年4月1日付け人事異動で、尾道労働基準監督署の署長に丹生（にぶ）伸英さん、安全衛生課長に和田知宏さんが着任されました。

新任の丹生署長をはじめ監督、安全衛生、労災の各課長様にご挨拶を頂きましたので、ご紹介させていただきます。



左から

秋山課長 現職2年目

丹生署長 前職：広島労働局労働基準部監督課過重労働特別監督監査官

和田課長 前職：新潟労働局新潟労働基準監督署第三方面主任監督官

橋本課長 現職2年目

『丹生署長』

令和4年4月1日より署長として着任いたしました丹生（にぶ）と申します。会員の皆様方には、平素より当署の行政推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、新変異株の出現等により依然として収束が見通せないものの、社会経済活動は徐々に日常を取り戻しつつあるようです。当署としましては、感染防止対策に万全を期した上で、労働基準関係法令の履行確保が図られますよう、皆様方とともに着実に行政展開を進めてまいります。

尾道労働基準監督署では、誰もが働きやすい職場づくりを促進するため、これまでどおり「長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止の徹底」「労働災害防止対策の推進」「労働災害にあわれた方への迅速・公正な補償」を中心に取り組んでいるところでございます。

また、政府としましては成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう環境整備を行っており、その一環として労働基準監督署におきましては、労働者の賃金引上げに向けた取組について事業場の皆様にご検討をお願いしているところでございます。

お願いばかりで大変恐縮ではございますが、当署一丸となって、会員皆様方、ひいては、尾道署管内で働く皆様方のお役に立てるよう尽力してまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

『秋山監督課長』

監督課長の秋山と申します。昨年度に引き続き、よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、デジタル化の加速により、労働需要の変化等、労働市場に様々な変化をもたらしており、人手不足分野等における人材確保が課題となっているところでございます。

こうした中、監督課では「新しい働き方」への対応として、柔軟な働き方がしやすい取組方法として、シフト制、テレワーク、副業・兼業におけるガイドラインや関係法令の周知に取り組んでまいります。なお、中小事業主の皆様につきましては、私どもが事業場を訪問し、これらの相談をお受けすることも可能ですので、ご希望の際はご連絡いただければと思います。

時間外労働の上限規制につきましては、中小企業事業主にも一部の事業、業務等を除いて令和2年4月1日から全面適用されており、時間外・休日労働に関する協定届も様式が変更されているため、ご確認いただくようお願いいたします。また、広島県の最低賃金についても、改定時期に合わせ周知してまいりますので、引き続きご確認いただくようお願いいたします。

皆様におかれましては、今後とも、私どもの業務について、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

『和田安全衛生課長』

新潟から転任し、令和4年4月1日より安全衛生課長を拝命いたしました。出身の広島に戻り再び仕事をさせて頂くこととなりました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、今年は、労働安全衛生法が制定された昭和47年から節目の50年を迎えます。振り返ってみますと、昭和36年のピーク時には全国で6,712名もの尊い命が失われました。しかしながら、令和3年には、全国の死亡件数は831名まで減少し、また、広島県内におきましては、統計を取り始めて以来過去最少件数の11名となりました。こ

れもひとえに、会員皆様方のご支援ご協力の賜物であり、あらためて感謝申し上げます。

一方、令和4年は4月15日現在、広島県内ですでに6件の死亡災害（昨年同期1件）と大幅に増加しております。今後とも、会員の皆様とともに労働災害の防止、労働者の健康確保の推進に努めてまいります。

労働災害防止について、私は、作業の基本動作の徹底とその徹底のためにどのような安全活動を進めていくかということが重要であり、作業手順の決定、危険予知活動、ヒヤリハットなどの取り組みを通して、形式的になることなく定着させていくことが必要だと考えております。会員の皆様におかれましては、日々の安全衛生活動を一步一步着実に進めて頂ければと思います。私も安全衛生業務に精進して参りますので、よろしくお願いいたします。

『橋本労災課長』

労災課長の橋本と申します。昨年度に引き続き、よろしくお願いいたします。

会員事業場の皆様方には、日頃から当署の労災保険関係業務の推進にご理解とご協力をいただいておりますことを深く感謝申し上げます。

労災課では、労働保険の成立・変更手続きや労働保険料の申告といった適用徴収業務、業務災害や通勤災害にあわれた方への労災保険給付に関わる労災補償業務を主に行っております。

労災補償業務は、その目的が、被災労働者等の迅速かつ公正な保護の実現であることを踏まえまして、

- ① 親切・丁寧で分かりやすい対応
- ② 公正かつ納得性の高い対応

を基本姿勢として、日々の業務に臨んでまいります。

当署管内の現況につきましては、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したり、石綿関連疾患が増加傾向にあります。

また、脳・心臓疾患、精神疾患、石綿関連疾病等につきましては、調査内容が複雑になり、医学的判断を要するなど、調査が長期化する傾向がありますが、認定基準に沿った迅速適正な処理を進めてまいります。

適用徴収業務、労災補償業務とも、個人情報を取り扱う業務ですので、皆様の信頼を失墜することのないよう厳正な管理を行うこと、また、皆様からのお問い合わせやご相談について、懇切丁寧な対応で業務を推進していきたいと思っております。

本年度も、当署の業務運営にお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。